

屋根工事の点検商法のトラブルが増えています ー典型的な勧誘トークを知っておくことで防げますー

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って突然訪問し、「屋根瓦がずれているので点検してあげると言って点検した後、「このままだと瓦が飛んで近所に迷惑がかかる」などと不安をあおって工事の契約をする手口です。2022年度の屋根工事の点検商法に関する相談件数は過去5年で最も多くなり、2018年度の約3倍になっています。また、契約当事者の8割超が60歳以上で、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。悪質な業者は巧妙なトークで消費者に近づき、本来消費者が望んでいない高額な屋根工事を契約させています。

主な相談事例

- 【事例1】「屋根瓦がずれているのが見えた」と来訪した業者との契約をクーリング・オフしたい
- 【事例2】実家の父がずれた瓦の写真を見せられ修理工事の契約をしたがキャンセルできるか
- 【事例3】屋根や外壁、床下等の修繕を次々と勧誘され契約した
- 【事例4】「近所で工事をしている」と言うので点検を依頼したが、近所の工事はうそだった
- 【事例5】ドローンで撮影したという写真を見せられ契約したが解約したい



相談事例からみる勧誘トーク

①訪問・点検のきっかけとなるトーク

「近くで工事をしている者です」「工事の挨拶に来ました」「お宅の瓦がずれているのが見えましたよ」「屋根が浮いているみたいですね。無料で点検してあげます」「近所をドローンで撮影していたら屋根が傷んでいるのが見えました」「知り合いに業者がいないなら見てあげますよ」

悪質な業者は突然訪問し、消費者が断りにくい内容のトークで近づいてきます

②消費者の不安をあおるトーク

「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」「瓦が飛んで近所の人にも迷惑がかかってしまいます」「すぐに直さなければ大変なことに・・・」「ドローンで見るとこんなに傷んでいます」

業者は点検の後、消費者の不安をあおりながら言葉巧みに工事を勧め、すぐにでも工事が必要だと思わせます。屋根の様子は消費者からは認識しづらいため、業者の言葉やスマホやドローンで撮影したという写真や動画を信じてしまいやすくなります

③消費者の負担が軽くなると思わせるトーク

「この場で契約するなら特別に安くしますよ」「通常より大幅に割引いた価格です」「保険金を使って修理すればいいじゃないですか」「保険申請の手続きもしてあげます」

業者はその場で契約させようと、「今ならお得」感を強調します。消費者は「早く契約しないとこの価格で工事できない」「せっかく安くしてもらったのだからこの場で契約しなければ」と思ってしまいますが、実際には相場よりも高額である場合もあります

④次々に違う工事やサービスを勧誘する

「外壁も傷んでいるので工事が必要だ」「シロアリがいたので駆除しなければ」

屋根工事を契約した後、実際には必要のないと思われる他の工事（外壁工事や塗装工事等）やサービス（シロアリ駆除サービス等）を契約させようとする次々販売の手口もみられます

消費者へのアドバイス

- ①突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう
- ②屋根工事はすぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう
- ③保険金を利用できるというトークには気をつけましょう
- ④クーリング・オフ等ができる場合もあります
- ⑤少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう

【国民生活センター】

★クイズ★「食品ロス削減の日」！日本の食品ロスは？

10月30日は「食品ロス削減の日」。食品ロスを減らすには、消費者も事業者も取り組むことが大切です。

問題：日本における年間の食品ロスを国民一人当たりに換算すると毎日どれくらいの量が捨てられているのでしょうか？

- ①スプーン1杯分 ②コップ1杯分
- ③茶碗1杯分 ④鍋1杯分



※答えは裏面

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン
い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

「令和5年度 くらしのサポーター・消費生活コーディネーター研修会」

を開催します。テーマは「特殊詐欺」です。

被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座の振り込みや、その他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る犯罪のことを「特殊詐欺」といいます。特殊詐欺は、「オレオレ詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」など10の類型で分類されます。県内では、令和5年1月から9月末までで、49件（前年同期比+26件）、2億8,627万円（前年同期比+2億4,078万円）と、前年と比べ大幅に増加し、深刻な状況となっています（徳島県警察本部調べ）。

そこで、今年度の研修会のテーマを「特殊詐欺」とし、特殊詐欺の現状と、その被害を減らすために、自分たちに何ができるのか、共に考える機会としたいと思います。ぜひ、御参加ください！

■西部・東部地区

日 時 令和5年12月1日(金) 午後1時30分～午後4時

場 所 徳島県吉野川合同庁舎（吉野川市川島町宮島736-1）

講 師 一般社団法人消費者力開発協会 理事・事務局長 廣重美希氏

「聞いて遊んで楽しく学ぶ おかね教室」を開催します

●開催日時

令和5年12月9日(土)

午前の部 午前10時30分～正午 午後の部 午後1時30分～午後3時

●会場

ときわプラザ（アスティとくしま2階） 徳島県立男女共同参画総合支援センター学習室

●対象

小学校入学前の子ども（3～6歳児）とその保護者 午前・午後各25名程度

●内容

「おかねってなあに？ どうしてモノを大切にしないといけないの？」お子さまを対象にしたお話(30分)

「親子でチャレンジ！かんたん手作りおもちゃを作ろう！」(30分)

「働くことに感謝する気持ちを育むには」保護者を対象としたお話(20分)

●募集期間

10月29日(日)～11月12日(日) 必着

●詳しくは 徳島県金融広報委員会のHPへ

<http://www.tokushima-shiruporuto.jp>



《コラム》訪問購入のトラブルにご注意

～県消費者法務専門員：中川まな美(弁護士)～

「不要品を買い取る」と言う業者が自宅を訪ねてきたことはありませんか。こういった訪問購入に関するトラブルの相談が増えています。中には悪質な業者がいるようなので、ご注意ください。

国民生活センターによると、「売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった」「断ってもしつこく居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった」などと言った相談が寄せられているようです（国民生活センターウェブサイト：kokusen.go.jp/news/data/n-20230927_1.html）。自宅に長時間居座られると、早く帰ってほしいと思って、本当は売りたいものでも、売ってしまうことがあるのでしょうか。

こういった業者が訪ねてきた場合は、事業者名や買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認するようにしましょう。そして、買い取りを希望しない貴金属等について、売却を迫られても、きっぱりと断らなければなりません。また、訪問購入の契約をする場合は、法律で、物品の種類、購入価格、代金の支払時期・方法、物品の引渡時期・方法等について書いてある契約書を交わさなければならないことになっています。このような書面が交付されなかった場合、悪質な違法業者の可能性があります。

訪問購入については、クーリング・オフにより、契約をなかったことにして、渡してしまった貴金属等を取り返せる場合もあります。「不審だな」とか「困ったな」と思ったときは、188に相談しましょう。

★クイズの答え 正解：③（お茶碗1杯分）

令和2年度の日本の年間食品ロスは、522万トン。国民一人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（約113g）の量の食べ物が毎日捨てられています。意識的に食品ロスを減らし、環境負荷を軽減しましょう！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ ☎ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

